



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年7月28日(金) 第10120号

目次

ページ

規 則

- 群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（自然環境課） 2

告 示

- 指定納付受託者の指定（財産有効活用課） 3
- 公衆浴場入浴料金の統制額の指定（食品・生活衛生課） 3
- 河川区域変更による廃川敷地等（河川課） 3

公 告

- 建築業法第28条第3項の規定による公告（建設企画課） 4
- 建築業法第29条の2第1項の規定による公告（同） 4
- 開発工事の完了（建築課） 5

選挙管理委員会告示

- 政治団体の名称等 5
- 政治団体の異動事項 6
- 政治団体の解散届出 7
- 資金管理団体の名称等 8
- 資金管理団体の指定の取消し等 8

規則

群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年七月二十八日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第五十四号

群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

改正する規則

群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年群馬県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中

生年月日	年 月 日 生
住所	〒 電話番号

を

生年月日	年 月 日 生
職業	
住所	〒 電話番号

に改める。

別記様式第三号の二中

「氏名」を「氏名職業」に、

変更年月日	
-------	--

を

変更の理由	
変更年月日	

に改める。

別記様式第十二号裏面中

- 「1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種別ごとに申請書を提出すること。
- 2 文字は、楷書で明瞭に記載すること。
- 3 (1)は狩猟免許の種別及び該当番号を、(2)は該当番号を○で囲むこと。」
- 「1 文字は、楷書で明瞭に記載すること。
- 2 (1)は、狩猟免許の種別及び該当番号を○で囲み、該当項目の□に✓印を付すこと。
- 3 (2)は、該当番号を○で囲むこと。」

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（次項において「改正前の規則」という。）の規定により提出されている申請書は、改正後の群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

■ 告 示

◎群馬県告示第205号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次の者を同項に規定する指定納付受託者に指定した。

令和5年7月28日

群馬県知事 山本 一 太

指定納付受託者の所在地及び名称	指定をした日	歳入の種類
東京都千代田区丸の内1-9-2 グラントウキョウサウスタワー34F 株式会社リクルートペイメント	令和5年7月21日	群馬県庁舎31階マルシェ&キッチンの設置及び管理に関する条例（令和5年群馬県条例第4号）第10条に規定する使用料

◎群馬県告示第206号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、令和5年8月1日から施行する。

なお、公衆浴場入浴料金の統制額の指定の告示（平成26年群馬県告示第230号）は、令和5年7月31日限り廃止する。

令和5年7月28日

群馬県知事 山本 一 太

1 公衆浴場入浴料金の統制額

区分	大人 （12歳以上の者）	中人 （6歳以上12歳未満の者）	小人 （6歳未満の者）
料金	450円	200円	100円

2 その他の公衆浴場（群馬県公衆浴場法施行条例（平成12年群馬県条例第38号）第4条第1項に規定するその他の公衆浴場（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第3項の規定に基づき保健所を設置する市が定める条例において定められるこれに相当する公衆浴場を含む。）をいう。）の入浴料金については、1の規定は適用しない。

◎群馬県告示第207号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により告示する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部河川課及び群馬県伊勢崎土木事務所において縦覧に供する。

令和5年7月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 河川の名称 利根川水系 一級河川男井戸川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 令和5年7月28日
- 3 廃川敷地等の位置 伊勢崎市日乃出町1285番1地先から1287番2地先、伊勢崎市下植木町1199番の一部、伊勢崎市上諏訪町1213番2、伊勢崎市上諏訪町1214番6、伊勢崎市上諏訪町1214番8、伊勢崎市上諏訪町1214番9、伊勢崎市上諏訪町1214番10、伊勢崎市上諏訪町1215番1、伊勢崎市上諏訪町1215番2の一部、伊勢崎市上諏訪町1247番9の一部及び伊勢崎市上諏訪町1365番1の一部
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 1, 419. 71㎡

■ 公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 処分をした日 令和5年7月19日
- 2 被処分者

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
上武工業（株）	前橋市上泉町1864-2	山崎 優子	群馬県知事許可（般-2） 第4689号

- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 水道施設工事のうち、公共工事に係るもの。
 - (2) 期間 令和5年8月3日から令和6年8月2日までの1年間
- 4 処分の原因となった事実 上武工業（株）の代表取締役（当時）は、前橋市が令和2年6月26日に執行した「粕川地区配水管布設替工事（施道第2号）」に係る指名競争入札に関し、同市副市長（当時）から同入札に関する秘密事項である同工事の予定価格の教示を受け、貴社に同予定価格に近接する金額で入札させて同案件を落札させ、もって偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為を行った。これにより、前橋地方裁判所から令和5年3月15日に懲役1年（執行猶予3年）の判決を受け、同月30日にその刑が確定した。このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当するため、同条第3項に基づき営業停止処分とする。

次の建設業者については、営業所の所在地を確知できないので、建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同項の規定により当該建設業者の許可を取り消す。

令和5年7月28日

群馬県知事 山本 一 太

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可年月日	許可番号
株式会社日本グランド	栗原 康正	邑楽郡千代田町赤岩1814-1 レジデンス千代田105	令和3年1月22日	群馬県知事許可（般-2）第25132号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和5年7月28日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	群馬県沼田市栄町字栄町宅地北添197-1、197-4、197-5、198-2、198-3、198-4、201-2、201-3、201-4、201-6、202-2、202-3	石川県白山市松本町2512番地 株式会社クスリのアオキ 代表取締役社長 青木宏憲
2	邑楽郡大泉町大字古海字松塚645-1、2256	東京都渋谷区広尾一丁目7番20号 株式会社サジェスト 代表取締役 宮内宗頼
3	邑楽郡邑楽町大字狸塚字店1341-1	館林市瀬戸谷町2571番地の6 吉田翔真
4	北群馬郡吉岡町大字大久保字大畑751-1、751-2、751-5、751-6	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第138号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和5年7月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下 智 満

1 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部		届出年月日
参政党群馬県支部連合会	新倉哲郎	嵐口雅也	高崎市吉井町長根1584-2

	○		令和5年6月15日
自由民主党群馬県吾妻郡第五支部	入内島道隆	高橋潔	吾妻郡中之条町四万3838
	○		令和5年6月27日
自由民主党群馬県高崎市第十一支部	追川徳信	土屋庄司	高崎市倉沢町三ノ倉1746-1
	○		令和5年6月20日
自由民主党群馬県館林市第二支部	松本隆志	小野江梨子	館林市羽附町671-2
	○		令和5年6月19日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
しまだ宏幸後援会	島田宏幸	島田正巳	邑楽郡明和町新里430-5
	令和5年6月19日		
ましおかなこ後援会	眞塩香奈子	眞塩眞	邑楽郡明和町中谷162-4
	令和5年6月8日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第139号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和5年7月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
参政党群馬第5支部	代表者の氏名	大澤智仁	金庭真紀子	令和5年 6月14日
	会計責任者の氏名	富沢尚史	吉田恵子	令和5年 6月14日
参政党群馬第3支部	主たる事務所の所在地	邑楽郡大泉町吉田2466-87	高崎市吉井町長根1584-1	令和5年 6月14日
参政党群馬第2支部	主たる事務所の所在地	伊勢崎市下植木町437	高崎市吉井町長根1584-1	令和5年 6月14日
	会計責任者の氏名	菅野早苗	石井翔悟	令和5年 6月14日
参政党群馬第4支部	主たる事務所	高崎市西横手町497	高崎市吉井町長根15	令和5年

	の所在地	－ 3	84－2	6月14日
	会計責任者の氏名	瀧澤歩美	石川友梨香	令和5年 6月14日
日本維新の会衆議院群馬県第1選挙区支部	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	令和4年 12月5日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
岡安敏雄後援会	代表者の氏名	岡安政雄	岡安敏雄	令和4年 10月13日
群馬県鍼灸師連盟	会計責任者の氏名	柳寺真理	奥村泰隆	令和5年 5月24日
群馬県税理士政治連盟	代表者の氏名	石原仁	田子一夫	令和5年 4月1日
群馬土地家屋調査士政治連盟	会計責任者の氏名	新井孝男	吉野典房	令和5年 5月26日
政治に参加したい群馬県民の会	会計責任者の氏名	樋口典子	金木伸一	令和5年 6月13日
富沢重典後援会	会計責任者の氏名	斉藤佳示	富澤初衛	令和5年 6月24日
中村和正後援会	代表者の氏名	岡村建一	茂木英重	令和5年 3月1日

◎群馬県選挙管理委員会告示第140号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和5年7月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党群馬県前橋市第四支部	中沢丈一	令和5年5月31日
日本維新の会衆議院群馬県第1選挙区支部	宮崎岳志	令和5年5月26日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
いいつか邦広後援会	飯塚邦広	令和5年4月28日
岡安敏雄後援会	岡安政雄	令和4年10月13日

金子實後援会	金子實	令和5年5月20日
小林寿後援会	山室治夫	令和5年3月31日
斉藤祐知後援会	永田信一郎	令和5年5月22日
清丈会	中沢丈一	令和5年5月31日
土屋幸雄後援会	土屋幸雄	令和5年6月26日
中沢丈一政経会	木村芳雄	令和5年5月31日
中村和正後援会	岡村建一	令和5年4月30日
廣瀬晃後援会	廣瀬晃	令和4年12月31日
真塩たかし後援会	真塩卓	令和5年5月18日

◎群馬県選挙管理委員会告示第141号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和5年7月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
島田宏幸	明和町議会議員	しまだ宏幸後援会	邑楽郡明和町新里430-5	令和5年6月19日
真塩香奈子	明和町議会議員	ましおかなこ後援会	邑楽郡明和町中谷162-4	令和5年6月8日

◎群馬県選挙管理委員会告示第142号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和5年7月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
岡安敏雄	岡安敏雄後援会	令和4年10月13日
金子實	金子實後援会	令和5年5月20日
土屋幸雄	土屋幸雄後援会	令和5年6月26日

中沢丈一	清丈会	令和5年5月31日
廣瀬晃	廣瀬晃後援会	令和4年12月31日
真塩卓	真塩たかし後援会	令和5年5月18日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
